訪問販売等に関する法律 (昭和五十一年法律第五十七号)

訪問販売」とは、次に掲げるものをいう。  第二条 この章並びに第十八条の二及び第十八条の三において「(定義)	な発展に寄与することを目的とする。	目次   目次   目次   目次   目次   目次   目次   目次	改正案
に掲げるものをいう。 第二条 この章及び第十八条の二において「訪問販売」とは、次(定義)	る。	目次   目次   目次   目次   目次   目次   目次   目次	現

### 

当しないものをいう。
当しないものをいう。
当しないものをいう。
当しないものをいう。
当しないものをいう。
当しないものをいう。
は、販売業者又は役務提供事業者が郵便その他の通商販売」とは、販売業者又は役務提供事業者が郵便その他の通商の。
この章並びに第十八条の二及び第十八条の三において「通信

3

る。この章並びに第十八条の二及び第十八条の三において「電話の話題客と当該役務提供契約を郵便等により締結して行り受け、若しくは電話勧誘顧客」という。)により、その相手方(以下「電話勧誘行為」という。)により、その相手方(以下「電話をかける」という。)により、その相手方(以下「電話をかける」という。)により、その相手方(以下「電話をから当該役務提供契約の申込みを郵便等によりででで定める方法により電話をかけさせ、その電話において、電話勧誘販売」とは、販売業者又は役務提供事業者が、電話をかける。この章並びに第十八条の二及び第十八条の三において「電話

4 (略

(適用除外

2~3 (略)第十条 (略)

等」という。)で訪問販売に該当するものについては、適用し等」という。)で訪問販売に該当するものについては、適用し係る販売(以下この条及び第十七条の十一において「割賦販売日ーン提携販売又は同条第三項に規定する割賦販売、同条第二項に規定する号)第二条第一項に規定する割賦販売、同条第二項に規定する「第七条の規定は、割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九

5~6 (略

第三章の二 特定継続的役務提供

2

。 指定役務の提供であつて電話勧誘販売に該当しないものをいう約の申込みを受けて行う指定商品若しくは指定権利の販売又は約(以下「郵便等」という。)により売買契約又は役務提供契者又は役務提供事業者が郵便その他の通商産業省令で定める方での章及び第十八条の二において「通信販売」とは、販売業

4 (略)

第十条 (略)

2~3 (略)

問販売に該当するものについては、適用しない。(以下この条において「割賦販売等」という。)で訪ローン提携販売又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに号)第二条第一項に規定する割賦販売、同条第二項に規定する4 第七条の規定は、割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九

5~6 (略)

#### (定義)

のをいう。 | 二十一条において「特定継続的役務提供」とは、次に掲げるも第十七条の二 この章並びに第十八条の二、第十八条の三及び第

- 続的役務の提供 おいっ。)を締結して行う特定継 特定継続的役務提供契約」という。)を締結して行う特定継 ることを約し、相手方がこれに応じて政令で定める金額を超 的役務ごとに政令で定める期間を超える期間にわたり提供する 投務提供事業者が、特定継続的役務をそれぞれの特定継続
- 販売 (以下この章において「特定権利販売契約」といたする契約(以下この章において「特定権利販売契約」とい権利を前号の政令で定める金額を超える金銭を受け取つて販期間を超える期間にわたり提供するものに限る。)を受ける 販売業者が、特定継続的役務の提供(前号の政令で定める
- で定めるものをいう。 務であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして、政令民の日常生活に係る取引において有償で継続的に提供される役 この章及び第二十一条において「特定継続的役務」とは、国
- せることをもつて誘引が行われるものの向上その他のその者の心身又は身上に関する目的を実現さる務の提供を受ける者の身体の美化又は知識若しくは技能
- 確実でないもの 一 役務の性質上、前号に規定する目的が実現するかどうかが

特定継続的役務提供における書面の交付)

権利販売契約(以下この章において「特定継続的役務提供等契権利を購入しようとする者と特定継続的役務提供契約又は特定の提供を受けようとする者又は特定継続的役務の提供を受ける第十七条の三(役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務

た書面をその者に交付しなければならない。により、当該特定継続的役務提供等契約の概要について記載し務提供等契約を締結するまでに、通商産業省令で定めるところ約」という。)を締結しようとするときは、当該特定継続的役

ある商品がある場合にはその商品名 務の提供に際し当該役務の提供を受ける者が購入する必要の一 役務の内容であつて通商産業省令で定める事項及び当該役

二 前号に掲げる金銭の支払の時期及び方法

役務の提供期間

| する事項を含む。 | 「一切の規定による特定継続可及務提供契約」| する事項を含む。 | 「一の解除に関する事項(同条第二項から第七項までの規定に関する事項(同条第二項から第七項までの規定に関す

に関する事項を含む。)の解除に関する事項(同条第二項、第五項及び第六項の規定、第十七条の十第一項の規定による特定継続的役務提供契約

前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

役務の提供を受ける権利の購入者に交付しなければならない。特定権利販売契約の内容を明らかにする書面を当該特定継続的、通商産業省令で定めるところにより、次の事項について当該販売業者は、特定権利販売契約を締結したときは、遅滞なく

3

にはその商品名を受ける権利の購入者が購入する必要のある商品がある場合利の行使による役務の提供に際し当該特定継続的役務の提供権利の内容であつて通商産業省令で定める事項及び当該権

権利の販売価格その他の当該特定継続的役務の提供を受け

る権利の購入者が支払わなければならない金銭の額

前号に掲げる金銭の支払の時期及び方法 権利の行使により受けることができる役務の提供期間

項を含む。 に関する事項 関する事項(同条第二項から第七項までの規定に関する事第十七条の九第一項の規定による特定権利販売契約の解除

項を含む。 に関する事項 第十七条の十第三項の規定による特定権利販売契約の解除 (同条第四項から第六項までの規定に関する事

前各号に掲げるもののほか、 通商産業省令で定める事項

# 誇大広告の禁止)

第十七条の四 認させるような表示をしてはならない。 める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際 当該特定継続的役務の内容又は効果その他の通商産業省令で定 務の提供を受ける権利の販売条件について広告をするときは、 提供をする場合の特定継続的役務の提供条件又は特定継続的役十七条の四(役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務 のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤

#### 禁止行為

第十七条の五 者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、 等契約に関する事項であつて、 役務提供等契約の解除を妨げるため、当該特定継続的役務提供 提供等契約の締結について勧誘をするに際し、 ことを告げる行為をしてはならない。 を受ける者若しくは特定継続的役務の提供を受ける権利の購入 役務提供事業者又は販売業者は、 顧客又は特定継続的役務の提供 又は特定継続的 特定継続的役務 不実の

を締結させ、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるた 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供等契約 人を威迫して困惑させてはならない。

2

# 書類の備付け及び閲覧等)

を行う事務所に備え置かなければならない。

「、通商産業省令で定めるところにより、その業務及び財産の状務提供に係る取引をいう。次項において同じ。)を行うときは一様性に係る前払取引(特定継続的役務提供に先立つてその相手第十七条の六 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務

#### (指示)

要な措置をとるべきことを指示することができる。と認めるときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、必及務提供受領者等」という。)の利益が害されるおそれがあるとでであるときは、その役務提供事業者又は販売業者が第十年の三から前条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をという。)の利益が害されるおそれがあるといるという。)の利益が害されるおそれがあるといるという。)の利益が害されるおそれがあるという。)の利益が害されるおそれがあるという。)の利益が害されるおそれがあるという。)の利益が害されるおそれがあるという。)の利益が害されるおそれがあるという。)の利益が害されるおそれがあるという。

- なる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。は特定継続的役務提供受領者等の判断に影響を及ぼすことと該特定継続的役務提供等契約に関する事項であつて、顧客又し、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、当特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際
- 前二号に掲げるもののほか、特定継続的役務提供に関する

として通商産業省令で定めるもの定継続的役務提供受領者等の利益を害するおそれがあるもの行為であつて、特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特

## 業務の停止等)

| 公表しなければならない。 | 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を

# 特定継続的役務提供等契約の解除等)

続的役務提供等契約の解除を行うことができる。
ら起算して八日を経過したときを除き、書面によりその特定継者等は、第十七条の三第二項又は第三項の書面を受領した日か供等契約を締結した場合におけるその特定継続的役務提供受領第十七条の九 役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務提

2

三第二項又は第三項の書面を受領した場合において、関連商品様とする。ただし、特定継続的役務提供受領者等が第十七条のる商品として政令で定める商品(以下この章において「関連商品販売又はその代理若しくは媒介を行つている場合には、当該商品の販売に係る契約(以下この条及び次条において、資務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務提供等契約の解除があつた前項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除があつた

の全部若しくは一部を消費したときは、この限りでない。するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はそであつてその使用若しくは一部の消費により価格が著しく減少

- 発した時に、その効力を生ずる。 連商品販売契約の解除は、それぞれ当該解除を行う旨の書面を3 前二項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除及び関
- 請求することができない。
  行つた者は、当該解除に伴う損害賠償若しくは違約金の支払をては、役務提供事業者若しくは販売業者又は関連商品の販売を二項の規定による関連商品販売契約の解除があつた場合におい4 第一項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除又は第
- りに要する費用は、販売業者又は関連商品の販売を行つた者の関連商品の引渡しが既にされているときは、その返還又は引取特定権利販売契約又は関連商品販売契約に係る権利の移転又は定による関連商品販売契約の解除があつた場合において、その定による関連商品販売契約の解除があつた場合において、その実による関連商品販売契約の解除がありた場合において、その
- 我の支払を請求することができない。 継続的役務提供等契約に係る特定継続的役務の対価その他の金 がの役務提供等契約に基づき特定継続的役務提供が行われたと 続的役務提供等契約の解除があつた場合には、既に当該特定継 の投務提供等契約の解除があつた場合には、既に当該特定継
- 不利なものは、無効とする。 前各項の規定に反する特約で特定継続的役務提供受領者等に

第十七条の十

役務提供事業者が特定継続的役務提供契約を締結

約の解除を行うことができる。した後においては、将来に向かつてその特定継続的役務提供契十七条の三第二項の書面を受領した日から起算して八日を経過した場合におけるその特定継続的役務の提供を受ける者は、第

供開始後である場合 次の額を合算した額 当該特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提

イ<br />
提供された特定継続的役務の対価に相当する額

とに政令で定める額 損害の額として第十七条の二第二項の政令で定める役務ご 国 当該特定継続的役務提供契約の解除によつて通常生ずる

とに政令で定める額の費用の額として第十七条の二第二項の政令で定める役務ご供開始前である場合の契約の締結及び履行のために通常要す、当該特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提出の場合で

3

販売業者が特定権利販売契約を締結した場合におけるその特

られる利益に相当する額(当該権利の販売価格に相当する額」 当該権利が返還された場合 当該権利の行使により通常得

入者に対して請求することができない。

7 5 6 領者等に対して請求することができない。 めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各 若しくは媒介を行つている場合には、特定継続的役務提供受領 継続的役務提供受領者等に対し、関連商品の販売又はその代理 解除された場合であつて、役務提供事業者又は販売業者が特定 加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務提供受 号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を 売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定 者等は当該関連商品販売契約の解除を行うことができる。 ら当該関連商品の返還されたときにおける価格を控除した額用料に相当する額(当該関連商品の販売価格に相当する額か当該関連商品が返還された場合 当該関連商品の通常の使 関連商品の販売を行つた者は、前項の規定により関連商品販 当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超え 前各項の規定に反する特約で特定継続的役務提供受領者等に るときは、 から当該権利の返還されたときにおける価格を控除した額が 約の締結及び履行のために通常要する費用の額 格に相当する額 が通常の使用料に相当する額を超えるときは、 結及び履行のために通常要する費用の額 当該契約の解除が当該権利の移転前である場合 当該権利が返還されない場合 当該関連商品が返還されない場合 当該契約の解除が当該関連商品の引渡し前である場合 項又は第三項の規定により特定継続的役務提供等契約が その額) 当該権利の販売価格に相当 当該関連商品の販売価 その額) 契約の締

第十七条の十一

この章の規定は、

次の特定継続的役務提供につ

適用除外)

いては、

適用しない。

不利なものは、

無効とする。

契

等が営業のために又は営業として締結するものに係る特定継特定継続的役務提供等契約で、特定継続的役務提供受領者 続的役務提供

||本邦外に在る者に対する特定継続的役務提供

国又は地方公共団体が行う特定継続的役務提供

設を利用させることができる場合には、これらの者に対して続的役務提供(その団体が構成員以外の者にその事業又は施次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う特定継 行う特定継続的役務提供を含む。 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会

及び中央会

国家公務員法第百八条の二又は地方公務員法第五十二条

五 の団体 事業者がその従業者に対して行う特定継続的役務提供 労働組合

2 的役務又は関連商品を割賦販売等により提供又は販売するもの については、 第十七条の十第二項、第四項及び第六項の規定は、特定継続 適用しない。

(主務大臣に対する申出)

売に係る取引、連鎖販売取引又は特定継続的役務提供に係る取第十八条の二 何人も、訪問販売、通信販売若しくは電話勧誘販 引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあると認める売に係る取引、連鎖販売取引又は特定継続的役務提供に係る取 るべきことを求めることができる。 ときは、主務大臣に対し、その旨を申し出て、 適当な措置をと

2 (略)

2

略)

指定法人)

第十八条の三(主務大臣は、主務省令で定めるところにより、民 化業務」という。)を適正かつ確実に行うことができると認め 法第三十四条の規定による法人であつて、次項に規定する業務 (以下この条及び第二十条の二において「訪問販売取引等適正

(主務大臣に対する申出)

第十八条の二の何人も、訪問販売、 を申し出て、 売に係る取引又は連鎖販売取引の公正及び購入者等の利益が害.十八条の二 何人も、訪問販売、通信販売若しくは電話勧誘販 されるおそれがあると認めるときは、主務大臣に対し、その旨 適当な措置をとるべきことを求めることができる

- 2 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。
- \_\_する者に対し指導又は助言を行うこと。\_\_\_\_前条第一項の規定による主務大臣に対する申出をしようと
- | に係る事実関係につき調査を行うこと。 | 主務大臣から求められた場合において、前条第二項の申出
- を収集し、及び提供すること。おいて「訪問販売取引等」という。)に関する情報又は資料売取引並びに特定継続的役務提供に係る取引(以下この条に三 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販

#### (改善命令)

ができる。

人に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずること

外の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その指定法第十八条の四 主務大臣は、指定法人の前条第二項に規定する業

## 指定の取消し)

違反したときは、その指定を取り消すことができる。第十八条の五(主務大臣は、指定法人が前条の規定による命令に

(消費経済審議会への諮問)

費経済審議会に諮問しなければならない。第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消にいる。)、第九条の十二第二号、第十七条の二第一項第一号で、)、第九条の十二第一項(第三号を除く。)、第十条第第十九条 主務大臣は、第二条第四項、第六条第一項(第三号を

# (消費経済審議会への諮問)

らない。
案をしようとするときは、消費経済審議会に諮問しなければな第二項第二号若しくは第三項第二号の政令の制定又は改廃の立除く。)、第九条の十二第一項(第三号を除く。)又は第十条第十九条 主務大臣は、第二条第四項、第六条第一項(第三号を

経済審議会に諮問しなければならない。

「号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費るものに限る。)又は第十七条の十第二項第一号口若しくは第一号、第十一条第一項、第十七条の二第一項第一号(金額に係条第一項第三号、第九条の十二第一項第三号、第十条第三項第2 通商産業大臣は、第二条第一項第二号若しくは第三項、第六

(報告及び立入検査)

2 主務大臣は、訪問版 (略)

のために認められたものと解釈してはならない。4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す

(主務大臣等)

供を行う事業を所管する大臣いては、通商産業大臣及び当該権利に係る施設又は役務の提的役務の提供を受ける権利に係る販売業者に関する事項につ的役務の提供を受ける権利に係る一連の連鎖販売業の統括者、役務の提供を受ける権利に係る一連の連鎖販売業の統括者、一指定権利に係る販売業者に関する事項、施設を利用し又は

に関する事項並びに特定継続的役務に係る役務提供事業者に一連の連鎖販売業の統括者、勧誘者及び連鎖販売業を行う者ニ 指定役務に係る役務提供事業者に関する事項、役務に係る

とするときは、消費経済審議会に諮問しなければならない。一号又は第十一条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしよう条第一項第三号、第九条の十二第一項第三号、第十条第三項第2.通商産業大臣は、第二条第一項第二号若しくは第三項、第六

(報告及び立入検査)

第二十条の二 (略)

|明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 | 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証

2

められたものと解釈してはならない。 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

う事業を所管する大臣、通商産業大臣及び当該権利に係る施設又は役務の提供を行者、勧誘者及び連鎖販売業を行う者に関する事項については又は役務の提供を受ける権利に係る一連の連鎖販売業の統括、指定権利に係る販売業者に関する事項並びに施設を利用し

う者に関する事項については、通商産業大臣及び当該役務の【係る一連の連鎖販売業の統括者、勧誘者及び連鎖販売業を行指定役務に係る役務提供事業者に関する事項並びに役務に

による指示に違反した者二の第五条の三、第九条の二、第九条の十又は第十五条の規定した者	<ul><li>七条の七の規定による指示に違反した者</li><li>二 第五条の三、第九条の二、第九条の十、第十五条又は第十ある書面を交付した者</li></ul>
・ 14 記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が一 第四条、第五条、第九条の六又は第九条の七の規定に違反	規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載の三の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に一 第四条、第五条、第九条の六、第九条の七又は第十七条の
に処する。第二十三条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金	―――――――――――――――――――――――――――――――――――――
円以下の罰金に処する。の記載のある書面を交付した者は、六月以下の懲役又は五十万の記載のある書面を交付した者は、六月以下の懲役又は五十万又は同条に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽第二十二条の二 第十四条の規定に違反して、書面を交付せず、	以下の罰金に処し、又はこれを併科する。の記載のある書面を交付した者は、六月以下の懲役又は百万円又は同条に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽第二十二条の二 第十四条の規定に違反して、書面を交付せず、
項又は第十六条第一項の規定による命令に違反した者二 第五条の四第一項、第九条の三第一項、第九条の十一第一	令に違反した者項、第十六条第一項又は第十七条の八第一項の規定による命ニニー第五条の四第一項、第九条の三第一項、第九条の十一第一定に遺反した者
一 第五条の二、第九条の九又は第十二条の規定に違反した者百万円以下の罰金に処する。 第二十二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は	日に建設した首
四 (略)	の発する命令とする。 2 この法律における主務省令は、前項第四号に定める主務大臣 五 (略) 置する大臣
	業を所管する大臣及び特定継続的役務の提供を行う事業を所の提供を行う事業を所管する大臣、指定役務の提供を行う事定商品の流通を所掌する大臣、指定権利に係る施設又は役務四、指定法人に関する事項については、通商産業大臣並びに指
提供を行う事業を所管する大臣	行う事業を所管する大臣関する事項については、通商産業大臣

第二十三条の二 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の 六|四 第|五 その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人 Ξ 本条の罰金刑を科する。 掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、そ 罰金に処する。 の法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各 まで た者 あり、 偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、 を備え置かず、又はこれに不正の記載をした者 しくは忌避した者 う文字を用いた者 実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良で その名称中に訪問販売協会会員又は通信販売協会会員とい第十条の三第二項又は第十条の六第二項の規定に違反して 第二十条の二第二項の規定による報告をせず、若しくは虚 第十七条の六第二項の規定に違反して、正当な理由がな 第十七条の六第一項の規定に違反して、同項に定める書類 第八条の二又は第十七条の四の規定に違反して、 著しく事 第二十二条第一号又は第二十二条の二から第二十三条の 第二十二条第二号 若しくは有利であると人を誤認させるような表示をし 書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだ者 (略) 各本条の罰金刑 (略) 三億円以下の罰金刑 妨げ、 若 第二十三条の二 第二十四条 四 ~ 五 Ξ ら前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、そその他の従業者が、その法人又は人の業務に関し第二十二条か の法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。 会員という文字を用いた者は、三十万円以下の罰金に処する。 六 に違反して、その名称中に訪問販売協会会員又は通信販売協会 利であると人を誤認させるような表示をした者 をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、 らし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有第八条の二の規定に違反して、著しく事実に相違する表示 (略) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人 略 第十条の三第二項又は第十条の六第二項の規定